平成２４年（フ）第１１２号
千葉県茂原市本納102番地６
債務者　落合かおる
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県長生郡一宮町船頭給238番地１　県営住宅１棟506号
債務者　佐藤　真司
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
静岡県富士市中里962番地の５　桜田ハイツ101号、前住所静岡県富士市宮島341番地の１
債務者　勝又　雄介
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５２号
静岡県富士市今泉７丁目10番３号　宮川Ｒ
債務者　髙橋　和男
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６３６６号
大阪府八尾市東山本町６丁目８番18―406号
債務者　車谷　真見
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８１３号
大阪市此花区梅香３丁目15番12号エクセラン梅香201
債務者　吉田　圭次
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７号
大阪府箕面市小野原東４丁目19番37号
債務者　カットハウスアートこと　三好　省三
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３号
奈良市藺生町1813番地の６
債務者　倉田　澄子
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
岐阜県高山市国府町村山235番地５　須田病院
債務者　岩塚　佳子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
山口県宇部市大字妻崎開作262番地８　フォーチュンM201号、従前の住所山口県美祢市西厚保町原97番地３
債務者　今井　　修
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３号
山口県宇部市寿町３丁目２番26―515号　安心ライフことしば
債務者　山崎スマ子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４３号
徳島県海部郡海陽町大里字松原34番地５　松原南団地12号
債務者　川縁　雅彦
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第３号
宮城県栗原市高清水五輪18番地１　市営五輪東住宅Ａ棟202号、従前の住所宮城県栗原市若柳字川北元町裏332番地
債務者　千葉　恵美（旧姓沼倉）
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
金沢市昭和町21―10　ｐｓｃ金沢502号室、住民票上の住所東京都練馬区北町２丁目26番６―304号　藤平方、従前の住所東京都豊島区南大塚２丁目19番13号
債務者　三浦　敦美
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７８号
岐阜県関市志津野2488番地
債務者　小澤　恭子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７９号
岐阜県関市志津野2488番地
債務者　小澤　ふき
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
兵庫県豊岡市三坂町５番31号　大門荘７号
債務者　小西　正雄
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係